

令和6年9月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年9月24日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（18名）

1 番	玉 造 一 雄	2 番	安 藤 和 利
3 番	山 中 悦 朗	5 番	宮 本 清 美
6 番	坂 本 正 行	7 番	鈴 木 茂
8 番	池 田 勇	9 番	境 政 一
10 番	大 塚 徹	11 番	石 津 昭 彦
12 番	原 範 子	13 番	池 田 治 和
14 番	田 内 一 郎	15 番	溝 口 竜 生
16 番	間 山 房 枝	17 番	立 花 紀 貴
18 番	高 橋 克 美	20 番	吉 川 弘

欠席委員（0名）

事務局職員（3名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
主 事	山 本 宗 宏		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第3号 神栖市農地利用最適化推進委員の担当区域について
- 議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
- 報告第4号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会 議 の 概 要

<開会：午後３時２４分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は１８名であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和６年９月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第１「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に、９番境政一委員、１０番大塚徹委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第２、議案第１号ないし議案第４号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第１号、農地法第３条の規定による許可について（１）使用貸借権の設定について、番号１を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可（１）使用貸借権の設定、番号１について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号１の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。借受人は、自家消費のため申請地を使用貸借により借受けするものであり、借受人が所有する農機具は、トラクター１台、耕運機１台で、農作業に従事する日数は年間３３０日、耕作計画はショウガと里芋です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。６番坂本正行委員。

6 番 はい、6 番坂本です。9 月 8 日に借受人より連絡があり、9 月 10 日に現地確認を行いました。申請内容は事務局の説明どおりであり、担当委員としては問題ないと思います。更なる委員のご審議をお願いします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号－1、農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第 2 号－1、農地法第 5 条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第 2 号－1 の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は、自己住宅ということで、売買に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16 番間山房枝委員。

16 番 はい、16 番間山です。先日、現地を調査してまいりました。内容については、事務局の説明のとおりです。担当委員としては、問題なく許可相当と判断いたします。委員の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は、砂利採取による一時転用ということで、賃貸借による権利の設定に伴う申請であり、許可を受ける期間は許可日から12ヶ月以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。先日、現地を見てきまして、内容については事務局の説明のとおりです。現地は荒れ放題であり、砂利採取後には農地に復元することで、耕作放棄地の解消にもなり非常に良いと思います。皆様の更なる審議の程をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は、砂利採取による一時転用ということで、賃貸借による権利の設定に伴う申請であり、許可を受ける期間は許可日から12ヶ月以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。1番玉造一雄委員。

1 番 はい、1 番玉造です。9 月 6 日に調査をしました。内容については事務局の説明のとおりです。砂利採取の一時転用ということで、許可相当であると思いますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号－4、農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第 2 号－4、農地法第 5 条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第 2 号－4 の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用目的は自宅への進入路ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10 番大塚徹委員。

10 番 はい、10 番大塚です。先日、現地確認を行いました。申請地の隣には住宅が建っており、すでに住宅の進入路として利用されている状態でありますので、やむを得ないと思います。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－5の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。先日、現地確認をいたしました。申請地は自己住宅の建築ということで、主要道路に面しており担当委員としては問題ないと思います。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先日、現地確認を行いました。申請地は、雑木等が繁茂しており、今後農地として利用できないのではないかと判断いたしました。担当委員としては、転用にはやむを得ないかと思いますが、委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号ー7、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号ー7、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号ー7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。先日、現地の確認を行いました。現地は耕作されておらず、相当な草むらになっておりました。申請地周辺は、住宅街化しており、特に問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－8、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－8、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－8の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。本案件は、先程の議案第2号－7と隣接している土地でありまして、資材置場での転用申請となっております。譲受人は近隣で建設業等を営む法人であり、特に問題ないかと思えます。更なる審議お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－9、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号－9、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号－9の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅ということで、贈与による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。先日、現地の調査をしてまいりましたが、申請地周辺は住宅が建っているのと、未耕作地の畑がありました。親族間の贈与ということで、申請内容については事務局の説明のとおりです。担当委員としては、許可相当と思われます。委員の皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 長 次に、議案第3号、神栖市農地利用最適化推進委員の担当区域についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号、神栖市農地利用最適化推進委員の担当区域について事務局よりご説明いたします。農地利用最適化推進委員の担当区域につきましては、現在、農業委員会が定めた定数と同様の15区域となっておりますが、令和7年3月31日に任期満了に伴う改選が予定されており、改選後の農地利用最適化推進委員の定数につきましては、令和6年4月の農業委員会定例総会において、改選後の農業委員の定数同様の14人に決定していただいたところでございます。つきましては、農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定に基づき、農業委員会において農地利用最適化推進委員の担当区域を変更、決定していただく必要がございますので、ご審議いただきますようお願いいたします。なお、現在の担当区域、区域割の状況につきましては、お手元の資料のとおりとなっております。以上でございます。

議長 長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。
ここで、暫時休憩いたします。

<休憩：午後3時45分>

<再開：午後３時５３分>

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

３番 はい、議長。

議長 ３番、山中悦朗委員。

３番 はい、３番山中です。私が担当しております神栖西部２は、他の地区と比べて農地面積が少なく、さらに市街化区域内の農地が多い地域です。また、隣接している神栖西部４も同様な状況であることから、神栖西部２と神栖西部４を統合することによろしいのではないかと思います。

議長 長 その他、質疑ございませんか。

議長 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、現在の担当区域１５区域のうち、神栖西部２と神栖西部４を統合した１４区域とすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 ご異議なしと認め、本案は、現在の担当区域１５区域のうち、神栖西部２と神栖西部４を統合した１４区域とすることで決定いたします。

議長 長 次に、議案第４号、現況確認証明願についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第４号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は９月２４日火曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、事務局２名と私の５名で行いました。非農地証明願番号１、木崎地内の農地の状況は、建物と駐車場となっており非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号3の調査にあたっては、9月10日火曜日、調査委員は吉川会長、担当委員の高橋委員、事務局2名と私の5名で行いました。最初に、番号1矢田部地内の農地の状況は、不耕作により全体的に荒地状態であり、非農地と判定いたしました。次に、番号2矢田部地内の農地の状況は、不耕作により全体的に荒地状態であり、非農地と判定いたしました。次に、番号3息栖地内の農地の状況は、以前、農地法第5条許可を受けている土地であり、すでに太陽光パネルが設置されており非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年8月20日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和6年9月6日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続

ということで、令和6年9月9日に届出があり受理しております。続きまして、報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は住宅建築であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年8月21日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年8月23日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、賃借権の設定ということで、令和6年8月27日に届出があり受理しております。次に、報告第3号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、賃借権の設定ということで、令和6年8月27日に届出があり受理しております。続きまして、報告第4号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてご報告いたします。当該案件につきましては、令和6年7月22日及び令和6年8月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件でございます。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和6年8月19日及び令和6年9月17日に開催されました茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年9月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時01分>

神栖市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人